

議案の審議結果

種類	結果	原案 可決	修正 可決	同意	合計
予 算		41			41
条 例		26			26
事 件		16	3	4	23
意見書・決議		16			16
計		99	3	4	106

2 月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計106議案について、37日間にわたり熱心な審議が行われ、3月27日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

知 事 提 出 議 案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
1	令和 7 年度埼玉県一般会計予算	歳 入 歳 出 予 算 2 兆2,308億9,000万円 継 続 費 8 件 債 務 負 担 行 為 54件 地 方 債 70件 一時借入金最高額 2,500億円 歳 出 予 算 の 流 用 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。	原案可決
2	令和 7 年度埼玉県公債費特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 5,576億5,602万 3 千円 地 方 債 3 件	原案可決
3	令和 7 年度埼玉県証紙特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 5,704万 9 千円	原案可決
4	令和 7 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 136億8,792万 1 千円	原案可決
5	令和 7 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 8 億5,058万 4 千円	原案可決
6	令和 7 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 10億4,548万 3 千円 地 方 債 1 件	原案可決
7	令和 7 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 157億2,053万 8 千円 地 方 債 1 件	原案可決
8	令和 7 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 5,730億4,511万 3 千円	原案可決
9	令和 7 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 1 億1,826万 3 千円	原案可決
10	令和 7 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 3,141万円	原案可決
11	令和 7 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 2,533万 5 千円	原案可決

12	令和7年度本多静六博士育英事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算	4,548万 5 千円	原案可決								
13	令和7年度埼玉県用地事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算	57億2,110万 2 千円	原案可決								
14	令和7年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 継 続 費 1 件 地 方 債 1 件	152億8,931万 9 千円	原案可決								
15	令和7年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 債 務 負 担 行 為 1 件	9 億85万 6 千円	原案可決								
16	令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算	634億665万円	原案可決								
17	令和7年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	業務の予定量 病床数 120床 患者数 <table><tr><td>区 分</td><td>入 院</td><td>外 来</td></tr><tr><td>年間延患者数</td><td>34,400人</td><td>17,900人</td></tr><tr><td>1日平均患者数</td><td>94人</td><td>74人</td></tr></table> 主なる建設改良事業 8,378万 3 千円 収益的収入及び支出 病院事業収益 42億6,589万 3 千円 病院事業費用 42億6,589万 3 千円 資本的収入及び支出 資本的収入 2 億4,219万 1 千円 資本的支出 2 億9,728万 3 千円 企業債限度額 8,200万円 一時借入金限度額 6 億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 22億9,532万円 たな卸資産購入限度額 3 億7,262万 8 千円	区 分	入 院	外 来	年間延患者数	34,400人	17,900人	1日平均患者数	94人	74人	原案可決
区 分	入 院	外 来										
年間延患者数	34,400人	17,900人										
1日平均患者数	94人	74人										
18	令和7年度埼玉県工業用水道事業会計予算	業務の予定量 給水事業所数 149社 年間総給水量 6,665万8,125m³ 一日平均給水量 18万2,625m³ 主なる建設改良事業 13億9,606万 2 千円 収益的収入及び支出 事業収益 24億1,372万 6 千円 事業費 23億9,671万 6 千円 資本的収入及び支出 資本的収入 3,039万 9 千円 資本的支出 14億4,493万 2 千円 債務負担行為 3 件 一時借入金限度額 3,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 2 億9,723万 8 千円 交際費 4 万 1 千円 他会計からの補助金 1,396万 8 千円 たな卸資産購入限度額 650万円	原案可決									

19	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	業務の予定量 給水団体数 55団体 年間総給水量 6億2,005万9,000m ³ 一日平均給水量 169万8,792m ³ 主なる建設改良事業 332億4,672万9千円 収益的収入及び支出 事業収益 459億473万4千円 事業費 503億830万6千円 資本的収入及び支出 資本的収入 258億5,427万6千円 資本的支出 468億9,259万8千円 継続費 1件 債務負担行為 6件 企業債限度額 102億4,700万円 一時借入金限度額 70億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 37億4,553万3千円 交際費 53万6千円 他会計からの補助金 4億391万3千円 たな卸資産購入限度額 4,015万円	原案可決
20	令和7年度埼玉県地域整備事業会計予算	業務の予定量 宅地売却面積 29万8,300m ² 主なる建設改良事業 48億2,850万2千円 収益的収入及び支出 事業収益 261億2,475万3千円 事業費 212億8,456万1千円 資本的収入及び支出 資本的収入 11億4,998万7千円 資本的支出 53億4,670万4千円 一時借入金限度額 3億5,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 5億3,578万7千円 交際費 29万8千円 他会計からの補助金 1,122万円	原案可決
21	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算	業務の予定量 流域関連市町数 47市町 年間総処理水量 6億8,229万5,230m ³ 一日平均処理水量 186万9,302m ³ 主なる建設改良事業 198億49万4千円 収益的収入及び支出 事業収益 551億2,985万9千円 事業費 587億2,289万6千円 資本的収入及び支出 資本的収入 265億8,193万4千円 資本的支出 323億4,130万7千円 債務負担行為 13件 企業債限度額 72億9,100万円 一時借入金限度額 120億円	原案可決

		議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 14億6,059万5千円 交際費 30万円 他会計からの補助金 63億437万5千円	
22	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定すること等に伴い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等の額を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を改定等しようとするものである。	原案可決
23	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
24	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務を追加等しようとするものである。	原案可決
25	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事委員会の勧告等を踏まえ、給与制度の整備等しようとするものである。	原案可決
26	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員等の旅費制度の見直し等しようとするものである。	原案可決
27	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大等しようとするものである。	原案可決
28	埼玉県土採取条例を廃止する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、埼玉県土採取条例を廃止しようとするものである。	原案可決
29	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、土砂の堆積等に係る規制を廃止するとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
30	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。	原案可決
32	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正等に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を改定等しようとするものである。	原案可決

33	埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例	埼玉県県民健康福祉村を廃止しようとするものである。	原案可決
34	さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例	さいたまスーパーアリーナの利用に係る料金の額の範囲を変更等しようとするものである。	原案可決
35	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することに伴い、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしようとするものである。	原案可決
36	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、特定盛土等が規制されること等を踏まえ、特定盛土等規制区域における許可を要する特定盛土等の規模等を定めようとするものである。	原案可決
37	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等を踏まえ、条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項を改める等しようとするものである。	原案可決
38	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をしようとするものである。	原案可決
39	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をしようとするものである。	原案可決
40	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	県立特別支援学校における過密状況の解消等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
41	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事委員会の勧告等を踏まえ、給与制度の整備等をしようとするものである。	原案可決
42	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
43	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	県立高等学校12校の統合及び名称変更しようとするものである。	原案可決
44	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる学校職員の範囲を拡大等しようとするものである。	原案可決
45	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	警察事務の増大に伴い、警察官の階級別の定数を改定しようとするものである。	原案可決
46	工事請負契約の変更契約の締結について（越谷警察署庁舎新築工事）	越谷警察署庁舎新築工事の請負契約の変更契約を締結しようとするものである。	原案可決

47	工事請負契約の変更契約の締結について（越谷警察署庁舎新築空調設備工事）	越谷警察署庁舎新築空調設備工事の請負契約の変更契約を締結しようとするものである。	原案可決
48	訴えの提起について	補助金返還等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
49	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
50	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
51	包括外部監査契約の締結について	包括外部監査契約を締結しようとするものである。	原案可決
52	指定管理者の指定について（彩の国さいたま芸術劇場）	彩の国さいたま芸術劇場の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
53	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
54	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
55	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
56	埼玉県5か年計画等の変更について	埼玉県5か年計画等の一部を変更しようとするものである。	修正可決
57	第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しようとするものである。	修正可決
58	埼玉県青少年健全育成・支援プランの廃止について	埼玉県青少年健全育成・支援プランを廃止しようとするものである。	原案可決
59	埼玉県防犯のまちづくり推進計画の策定について	埼玉県防犯のまちづくり推進計画を策定しようとするものである。	原案可決
60	埼玉県環境基本計画の変更について	埼玉県環境基本計画の一部を変更しようとするものである。	原案可決
61	埼玉県こども・若者計画の策定について	埼玉県こども・若者計画を策定しようとするものである。	修正可決
62	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	歳入歳出予算補正額 557億8,677万1千円 累計額 2兆1,919億1,954万5千円 繰越明許費の補正 追加 26件 変更 15件 地方債の補正 変更 10件	原案可決

63	埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 56億6774万1千円 累計額 397億6,486万7千円 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 55億7,324万7千円 累計額 340億3,561万7千円 資本的支出 補正予定額 56億6,774万1千円 累計額 558億659万5千円 継続費補正 1件 企業債補正 限度額の変更 1件	原案可決
64	令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 40億円 累計額 292億8,443万5千円 資本的支出 補正予定額 40億円 累計額 350億7,343万6千円 企業債補正 限度額の変更 1件	原案可決
65	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	歳入歳出予算補正額 1,033億2,376万1千円 累計額 2兆2,952億4,330万6千円 継続費の補正 変更 4件 繰越明許費の補正 追加 44件 変更 36件 債務負担行為の補正 変更 2件 地方債の補正 変更 47件	原案可決
66	令和6年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 80億9,115万7千円 累計額 5,450億6,884万7千円	原案可決
67	令和6年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 3億1,228万6千円 累計額 1億1,727万4千円	原案可決
68	令和6年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 8億7,211万6千円 累計額 126億2,363万7千円	原案可決
69	令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 37万1千円 累計額 7億9,217万6千円	原案可決
70	令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 9,126万9千円 累計額 136億1,521万1千円	原案可決

71	令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	22億1,451万2千円 5,858億4,036万8千円	原案可決
72	令和6年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	6万5千円 4,034万8千円	原案可決
73	令和6年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	15億8,303万5千円 20億2,152万7千円	原案可決
74	令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額 継続費の補正 変更 4件 地方債の補正 変更 1件	6億9,762万7千円 122億1,587万4千円	原案可決
75	令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	639万9千円 6億9,628万4千円	原案可決
76	令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算補正額 累計額	65億6,765万円 626億2,019万1千円	原案可決
77	令和6年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 事業収益 補正予定額 累計額 事業費 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額	 △1億277万8千円 11億5,726万8千円 △1,051万円 18億4,048万円 △2億1,464万6千円 20億4,451万9千円 △1,483万円 1億3,292万4千円 △1億277万8千円 12億1,791万円	原案可決
78	令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定額 累計額 収益的収入及び支出 収益的収入 補正予定額 累計額 収益的支出	 △82億870万1千円 315億5,616万6千円 △5,192万2千円 462億3,685万5千円	原案可決

		補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費の補正 5 件 企業債の補正 限度額の変更 1 件 他会計からの補助金 補正予定額	△34億3,337万 8 千円 473億2,604万 9 千円 △77億3,170万 8 千円 263億390万 9 千円 △94億4,397万 5 千円 463億6,262万円 △117万 9 千円	
79	令和 6 年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第 2 号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 収益的支出 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費の補正 2 件	△ 2 億7,666万 4 千円 39億3,331万円 1 億4,552万 8 千円 100億1,614万 4 千円 △ 2 億7,664万 4 千円 44億4,022万 5 千円	原案可決
80	令和 6 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 収益的収入 補正予定額 累計額 収益的支出 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 企業債の補正 限度額の変更 1 件 他会計からの補助金 補正予定額	△75億3,125万 4 千円 142億3,321万 1 千円 △ 2 億1,177万 9 千円 522億1,690万 3 千円 △7,232万円 567億5,904万 4 千円 △72億2,871万 9 千円 220億5,571万 6 千円 △72億3,671万 9 千円 278億3,671万 7 千円 △ 1 億9,967万 7 千円	原案可決

81	令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 90億円 累計額 232億3,321万1千円 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 50億円 累計額 270億5,571万6千円 資本的支出 補正予定額 50億円 累計額 328億3,671万7千円 企業債の補正 限度額の変更 1件	原案可決
82	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員日下部伸三の退職に伴う後任者の選任について同意を得ようとするものである。	同意
83	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員立石泰広の退職に伴う後任者の選任について同意を得ようとするものである。	同意
84	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員石井依子の任期は、令和7年3月30日で満了となるが、再び石井依子を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
85	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	埼玉県収用委員会予備委員齋藤雅一の任期は、令和7年3月30日で満了となるが、再び齋藤雅一を同予備委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意

議員提出議案（条例・意見書等）

議第1号議案

道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議

令和7年1月28日に八潮市で発生した中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故では、県は、関係機関の協力のもと、八潮市を対象に災害救助法の適用を決定し、安否不明者の救出活動を最優先とした応急措置に取り組んでいる。

この事故の発生により、現場周辺の住民が相当の期間にわたり避難を余儀なくされている。また、生活に影響が生じた住民や、事業活動の縮小や休業を余儀なくされた事業者は、八潮市にとどまらず流域の広範囲の市町に及んでいる。

本県議会においても、県土強靱化を推進してきたが、今回の事故は、県民の平穏な日常生活を守る上で、下水道の老朽化対策という災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大な課題であることを改めて浮き彫りにさせた。

このような状況を踏まえ、本県議会では、道路陥没事故の発生原因の究明や初動対応を含めた一連の災害対応が適切であったか検証を行うべきと考えるが、まずは、県民生活の安全・安心を図るため、一日も早い応急措置とその後の復旧が推進されるよう協力していく。

また、事故で日常生活や事業活動に影響を受けた県民や事業者への対応、更には今回のような事故を未然に防ぎ、県土を強靱化させるために必要不可欠なインフラの老朽化対策が十分に確保されるよう、本県議会は全力で責務を果たしていく。

以上、決議する。